

池田市子育て情報発信事業 業務委託仕様書

1. 業務名

令和8年度 池田市子育て情報発信事業

2. 目的

本業務は、子育て応援ウェブサイトおよびSNSを管理・運営することで、市民目線での子育てに関する情報を発信し、子育ての悩み・不安の解消につなげることを目的とする。

3. 業務内容

(1) 子育て応援ウェブサイト等で発信する情報

以下の情報を発信することとする。

- ・子どもや子育て家庭に必要な情報

(2) 子育て応援ウェブサイト等の管理

(1)に掲げる情報を発信するためのツールとして、子育て応援ウェブサイトおよびSNS（Instagram）を管理する。なお、デザイン、ユーザーインターフェイス、コンテンツの階層構造等は、受託者がプロポーザル時に提案した内容をもとに、市と協議の上で決定する。

(ア) ウェブサイト

①動作環境

OS : Windows8.1 以上、MacOSX10.13 以上、
iOS11 以上、Android7.0 以上

ブラウザ : Edge, Chrome, Safari (ウェブサイト構築時点で最新のもの)

②搭載する機能

(i) ユーザビリティ、デザイン要件

- ・サイト全体の構造はできるだけシンプルなものとし、機能から見て必要最小限な階層構造にとどめ、直感的に興味ある情報にたどり着けるようにすること。
- ・パーソナルコンピューターだけでなく、モバイルデバイス（スマートフォン等）での使用に配慮したインターフェイスとすること。
- ・ナビゲーションは、インターネットに対する習熟度や個々の情報に対する利用ニーズが異なる様々な人たちが活用できるものとし、利用シーンを想定した設計を行うこと。
- ・子育て家庭が必要とする情報に、早く確実に到達できる使い勝手の良さや検索精度を持つ検索機能を装備すること。

- ・文字のサイズや色彩計画は、子育て支援者など幅広い年齢のユーザーが利用することを想定した読みやすい仕様とすること。
- ・明るく楽しくなるような色調及び意匠とし、写真やイラスト等を効果的に使用して、視覚的にも解りやすいウェブサイトとすること。

(ii) コンテンツ要件

実装するコンテンツは、以下の要件を踏まえ、子育て応援ウェブサイトの目的の達成度をより高めるために、受託者が提案するアイデアを加え決定する。なお、必須項目は必ず実装するものとし、任意項目については市と協議を行い、全体のバランスを勘案しながら、可能な限り実装すること。また、運営の過程において、必要に応じメニューの追加・更新・中止が可能な基本構造とすること。

<必須項目>

ア 新着情報

トップページに各コンテンツの更新状況が自動的に掲載されるスペースを作成する。

イ 子育てブログ・特集記事

現役で子育てをしている方や子育て経験者が、市内のお店や施設を訪問、あるいは座談会等を企画し、子育て世帯目線での取材を行い、その内容を掲載する。利用者が見やすいよう、月ごと、対象年齢ごと等でカテゴライズ・検索できるようにする。

ウ 子育て体験談

現役で子育てをしている方や子育て経験者（若年妊産婦や多児の妊産婦なども含む）への取材により、子育て世代の子育てへの一助となる、あるいは不安を取り除くことができるような体験談を掲載する。

<任意項目>

ア Ai チャットボット

利用者の利便性向上のため、Ai チャットボットにより子育て応援ウェブサイト、あるいは市ホームページ内を検索する機能を搭載する。

イ プッシュ型通知

利用者属性登録（メールアドレス、子どもの年齢、関心のある分野等の登録）に従い、必要な情報が掲載された時に利用者へ通知ができる機能を搭載する。

(イ) SNS (Instagram)

Instagramについては、市と協議の上、受託者で管理を行うこと。

(3) 運用・保守

以下の業務を行う。

(ア) 子育て応援ウェブサイトの運営

- ・子育てブログについては、受託者が1か月に2回程度の頻度で取材を行い、行った内容をもとに掲載・更新すること。
- ・特集記事、子育て体験談については、受託者が4か月に1回程度の頻度で取材を行い、行った内容をもとに掲載・更新すること。なお、掲載の前には市と内容について協議すること。
- ・ウェブサイトのユーザーインターフェイス、デザインについては、ユーザビリティ、デザイン要件に合致するよう常に改善を行うこと。
- ・その他、市からの掲載依頼等、必要に応じてコンテンツを修正すること。

(イ) 子育て応援ウェブサイトの保守

- ・本業務にて構築した子育て応援ウェブサイトについて、運用開始後、本契約終了までの間、保守を行うこと。なお、保守範囲は、情報セキュリティ対策の実施、障害への対応及び市からの質問対応とする。
- ・各種サーバー及びネットワークに関するハードウェア、ネットワーク環境はレンタルサーバーやクラウドサービス等により提供し、市の庁舎にサーバー機器等を配置しないこと。
- ・本業務の実施にあたり、ISMS 認証を受けたレンタルサーバーやクラウドサービス等を選定するなど、使用するサーバー、ネットワーク環境は適切なセキュリティ対策を施し、不正アクセスによる情報の流出や改ざんを未然に防ぐこと。
- ・本業務におけるドメイン、サーバー等の必要なソフトウェア・ハードウェアの手配、SNS（Instagram）配信のための手続きは受託者が行うこと。

(ウ) SNS（Instagram）の運営・保守

子育て応援ウェブサイトのページの記事が更新された際には、必ず各SNSで配信できるシステムもしくは体制を整えること。

(4) 子育て応援ウェブサイトの認知度向上プロモーション施策の実施

受託者がプロポーザル時に提案した子育て応援ウェブサイト立ち上げ時の認知度向上プロモーション施策の実施事項及び実施方法について、市と協議の上、内容及び役割を調整し実施すること。なお、実施は委託期間内に完了するものとする。

(5) その他

受託者は子育て応援ウェブサイトおよびSNSにとどまらず、常に新たな情報発信方法について調査・研究し、新たな情報発信手法について市へ随時提案すること。

4. 運用開始

子育て応援ウェブサイト及びSNS（Instagram）は、令和8年8月1日までに運用を開始すること。

5. 実施体制

- ・本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- ・本業務の実施にあたっては、統括責任者1名を設置して、本業務の進行管理を行うこと。なお、統括責任者は、本業務に関して十分な知識と実績を有する者とする。
- ・市との窓口は統括責任者が行い、市と随時連携が図れるよう、連絡体制を組織的に確保すること。
- ・本業務の実施にあたっては、市と十分に連携・協力のもと行うこと。

6. 報告

- ・子育て応援ウェブサイトの1か月のセッション数、ユーザー数、ページビュー数、SNSのフォロワー数等については毎月報告すること。
- ・子育て応援ウェブサイトの年齢層別、性別、利用端末別、カテゴリー別等のセッション数やユーザー属性情報等のアクセス状況については3か月毎に報告すること。
- ・ウェブサイトのユーザーインターフェイス、デザインの改善内容については3か月毎に報告すること。

7. 費用負担

本業務の実施に係る一切の費用は、受託者の負担とする。

8. 委託料

委託料の支払いは、子育て応援ウェブサイトおよびSNS運用開始月から毎月の業務完了後に8回払いとする。ただし、業務遂行上必要がある場合は、市と協議のうえ決定するものとする。

9. 契約開始時の引継ぎ

- (1) 既存の子育て応援ウェブサイト「kodomoto いけだ」の一切のソフトウェア・ハードウェア等のシステムについては使用できないものとする。ただし、受託者が既存受託者の場合はこの限りではない。
- (2) 子育て応援ウェブサイトのドメインについては、既存受託者から提供するので、同じものを使用すること。
- (3) Instagram については、既存受託者から提供するので、同じアカウントを使用すること。

10. 契約終了時の引継ぎ

契約終了時においては、次の受託者への引継ぎを十分に実施すること。なお、それに伴う費用は受託者が負担する。

1 1. 留意事項

(1) 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、池田市子育て情報発信業務委託公募型プロポーザル募集要項、関係法令及び関係条例等を遵守すること。

(2) 業務成果の帰属等

①著作権の帰属

本業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、市へ帰属するものとする。

②著作権及び肖像権の処理

本業務の実施においては、著作権及び肖像権に関する諸法令を遵守するとともに、諸法令の適用されない事案であっても、社会常識に照らし、適切な処理を行うこと。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、市は一切の責任を負わない。

(3) 守秘義務

業務のため収集した資料、情報等は許可なくして漏えいしてはならない。特に個人情報については、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、市は一切の責任を負わない。

(4) 再委託の禁止

受託者は、市の承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に継承させてはならない。

(5) 見積書の作成

本業務の実施に要する見積書を作成すること。見積書は子育て応援ウェブサイト等の構築・登録、子育て応援ウェブサイト等の管理・運営に分けて記載するものとする。

(6) その他

市が提供する資料は、提案に関する検討以外の目的で使用することを禁ずる。また検討の目的の範囲内であっても、市の了解を得ることなく第三者に提供することを禁ずる。

1 2. その他

本仕様書に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、市と協議の上実施する。